

QRコード付証明書等作成システムの改善に関する要望

当法人は認定特定非営利活動法人（以下、認定NPO法人という）ですが、本年2月に、当法人への寄附者の平成30年分の所得税の確定申告のために、認定NPO法人への寄附金の控除証明書等を電磁的方法により交付しました。この経験を踏まえて、国税庁が提供されている電磁的方法により交付する控除証明書等（以下、電子的控除証明書等という）を一定の方法により印刷した電磁的記録印刷書面（以下、QRコード付証明書等という）を作成するシステム（以下、QRコード付証明書等作成システムという）の改善に関する要望を、次の通り提出します。

要望事項1

寄附者だけではなく、寄附金の受領者がQRコード付証明書を作成できるようにされたい。また、寄附金の受領者がQRコード付証明書を作成する場合、電子的控除証明書等の作成のために国税庁が提供されている電子的控除証明書等作成ソフトと同様に、寄附金の受領者の寄附者名簿から、寄附者全員のQRコード付証明書を一括して作成できるようにされたい。

要望事項2

電子的控除証明書等やQRコード付証明書を寄附者にメールで送信できるツールなどを提供されたい。

要望の理由

要望事項1について

当法人は、今回の平成30年分の寄附金の電子的控除証明書等の交付に当って、XMLファイルを添付したメールを寄附者に送信し、「QRコード付証明書が必要な場合は、国税庁のQRコード付証明書等作成システムにより、自分でPDFファイルを作成し印刷すること」を説明した上で、「寄附者からの依頼があれば、当法人（寄附金の受領者）が代行して、このPDFファイルを作成してメールに添付して送付する旨」を記載した。この結果、XMLファイルを送付した寄附者80名のうち16.3%に当たる13名から、PDFファイルの作成依頼があった。

QRコード付証明書等は、寄附者本人が国税庁のQRコード付証明書等作成システムを使用して作成することが制度の趣旨と考えられるが、PDFファイルの代理作成の依頼があった理由は、次のように考えられる。

- ① 電子申告を実施していない、TKC、MJSなどのソフトウェア業者が提供する電子申告ソフトがXMLファイルの添付に対応していない、などの理由により、寄附者がXMLファイルだけでは申告できない。
- ② 国税庁のQRコード付証明書等作成システムの理解や操作が難しいため、寄附者が自分

で XML ファイルから PDF ファイルを作成できない

寄附者は当法人の会員であり、ほぼ、税理士であるため、電子申告に関する知識を有していると考えられるが、こうしたケースで 16.3%の PDF ファイルの代理作成の依頼があったということから、税理士ではない寄附者が一般的である認定 NPO 法人が電子的控除証明書等の交付を行った場合、相当数の PDF ファイルの代理作成の依頼が発生すると考えられる。

また、国税庁の QR コード付証明書等作成システムを使用して XML ファイルから PDF ファイルを作成する際には、寄附金の受領者の電子証明書が有効期限内であることが要求されるため、寄附者が必要に応じて自分で作成したり、寄附者の希望に応じて代理作成するためには、確定申告が可能な 5 年間にわたって電子証明書を有効にしておく必要があり、XML ファイルの発行だけに電子証明書を使用している認定 NPO 法人では、電子証明書使用のための手数料の負担が大きくなる。

このため、寄附金の受領者が寄附者全員の PDF ファイルを当初より作成し、XML ファイルと一緒にメール添付で寄附者に送付すること、あるいは、作成した PDF ファイルを寄附金の受領者が書面に印刷して寄附者に郵送することが必要と考えられる。

なお、必要であれば、システムだけでなく、国税庁告示第 16 号も改正されたい。

要望事項 2 について

多数の寄附者に対して個別メールで各自の XML ファイルや PDF ファイルを添付して送信する作業は、手作業では非常に負荷が大きい。また、PDF ファイルが添付されず XML ファイルだけが送付される場合は、寄附者が XML ファイルの内容を見読することが困難と考えられることから、寄附の金額、寄附の年月日という事項をメール本文に記載することが必要となる。

こうした作業を、確実かつ効率的に実施できるためには、必要な事項が記載され、必要なファイルが添付されたメールが、寄附者名簿から寄附者全員に作成できるようなシステムまたはツールが必要である。電子的控除証明書等の交付を行う生命保険会社や損害保険会社は、こうしたシステムの開発を自社で行うことも可能と考えられるが、小規模な認定 NPO 法人の場合、自分での開発は困難と考えられるので、国税庁による提供が望まれる。

以上